

豊中市上下水道局本庁舎防火管理要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市上下水道局本庁舎における防火管理の徹底を期し、もって火災その他の災害による人的、物的被害を軽減することを目的とする。

第2章 防火管理体制

(防火管理者)

第2条 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定に基づき防火管理者を置く。

2 防火管理者は、上下水道事業管理者（以下「事業管理者」という。）の命を受け、第4条及び第5条に規定する防火責任者及び火元責任者を指揮命令するとともに、次の各号に掲げる業務を総括管理するものとする。

- (1) この要綱に基づく消火、通報及び避難訓練の実施
- (2) 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の検査及び整備
- (3) 火気の使用又は取扱いに関する監督
- (4) 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
- (5) その他防火管理上必要な業務

(消防用設備等の配置)

第3条 消防用設備等の配置は、別表第1のとおりとする。

(防火責任者)

第4条 第2条第2項各号に掲げる業務のうち、消防用設備、避難施設その他火気使用施設について検査及び整備を行うため、防火責任者10名を置き、別表第2に定めるところにより、それぞれ任務を分担する。

(火元責任者)

第5条 第2条第2項各号に掲げる業務のうち、火気の使用又は取り扱いについて安全を期するため、火元責任者正副各、若干名を置く。

(指名)

第6条 前2条の責任者は、主管課長の推せんに基づき防火管理者が指名する。ただし、防火責任者の内1名及び火元責任者正副の内各1名は、上下水道労働組合（以下「労働組合」という。）の推せんに基づき防火管理者が指名する。

2 防火責任者と火元責任者（正）は兼ねることができる。

(自衛消防隊)

第7条 火災その他の事故発生時に被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を設置する。

2 自衛消防隊の組織及び任務分担は、別表第3に定めるところによる。

(防火対策委員会)

第8条 次の事項を調査審議し、事業管理者に意見を述べるため、防火対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 消防計画の作成
- (2) 防火教育の実施、防火思想の普及及び高揚
- (3) 自衛消防隊員の指名
- (4) その他防火管理上必要な事項

2 委員会は、委員長及び委員11名をもって別表第4のとおり組織する。

3 委員長は、事業管理者が指名する。

4 委員は、安全管理者、防火管理者及び職員で防火に関し、経験を有する者のうちから事業管理者が指名する。ただし、委員の半数は、労働組合の推せんに基づき事業管理者が指名する。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、防火管理者がその職務を代理する。

6 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

7 委員会の庶務は、契約管財係で処理する。

第3章 火災予防

(検査基準)

第9条 防火責任者の行う火災予防上の自主検査の基準は、次のとおりとする。

- (1) 整理整頓の検査 随時
- (2) 避難路の検査 随時
- (3) 火気使用設備の検査 月1回以上
- (4) 消防用設備等の検査 月1回以上
- (5) 危険物等の検査 月1回以上
- (6) 電気機械設備の検査 月1回以上
- (7) 建築物の検査 月1回以上
- (8) 特定施設の検査 随時
- (9) 上記各号の総合検査 年1回以上

2 検査項目は、別表第5に定めるところによる。

3 防火責任者は、検査結果を別表第6に定める検査結果記録表に記入し、防火管理者にそのつど提出するものとする。

(記録等)

第10条 防火管理者は、前条の検査の結果、改善を要する事項についての処置及び経過状況を記録するとともに、事業管理者に報告するものとする。

(臨時火気使用)

第11条 建物内外において臨時に火気を使用する者は、防火管理者の許可を受けるものとする。

2 前項の許可を受けた者は、消火器等を配置し、それぞれ使用上の注意事項を誠実に守るものとする。

(建築物及び施設の変更)

第12条 建築物の増築、改築、修繕、模様替等の工事又は大量の危険物の搬出入あるいは、危険物施設、電気設備、火気使用設備を新設、移転、改修をする場合等は、防火管理者に連絡するものとする。

(警報伝達及び火気使用の規制)

第13条 火災警報発令下、又はその他の事情により火災発生の危険その他人命安全上危険があるときは、防火管理者は、その旨を速やかに全職員に伝達し、火気使用等の中止又は危険な場所への立入禁止等を命ずることができる。

第4章 災害防御

(防御)

第14条 火災その他の事故発生時の被害を最小限にとどめるため、第7条に規定する自衛消防隊の所属員は、担当任務の遂行にあたるものとする。

第5章 教育訓練

(防火訓練)

第15条 防火管理者は、職員に対し、定期的、計画的に防火訓練を年1回以上実施するものとする。

2 前項の訓練を実施する場合、防火管理者は、別表第7により豊中市北消防署長に報告するものとする。

(防火教育)

第16条 防火管理の徹底を期すため、防火管理者は、職員に対し次に掲げる事項について、防火に関する教育を年1回以上実施するものとする。

- (1) 消防計画の内容
- (2) 消防用設備等の取扱要領
- (3) 通報、消火、避難、誘導の活動要領
- (4) その他防火管理上必要な知識

第6章 消防機関との連絡

(連絡事項)

第17条 防火管理者は、次に掲げる事項について常に消防機関と連絡を密にし、より防火管理の適正を期すよう努力するものとする。

- (1) 消防計画の提出
- (2) 建物、諸設備の使用変更時の事前連絡及び法令に基づく諸手続きの促進
- (3) 消防用設備等の検査結果の報告
- (4) 査察の要請
- (5) 教育訓練指導の要請
- (6) その他防火管理について必要な事項

第7章 雑則

(協力義務)

第18条 委員会と安全衛生委員会とは、常に連絡を密にし、又職員は、防火管理者等の指示に従い火災その他の事故防止に協力するものとする。

(記録表等の保存)

第19条 第9条第3項に規定する検査結果記録表及び第10条に規定する措置及び経過状況の記録
その他防火管理者が必要と認める書類は、別に定めがあるものを除くほか、三年間防火管理者が保存するものとする。

(委任規定)

第20条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営については委員会が、防火管理者の管理する業務について必要な事項は防火管理者がそれぞれ定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和56年6月16日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に防火管理者に任命されている者及び火元責任者正副に指名されている者は、この要綱により防火管理者に任命され又は火元責任者正副に指名されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年5月29日から実施し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年5月7日から実施し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

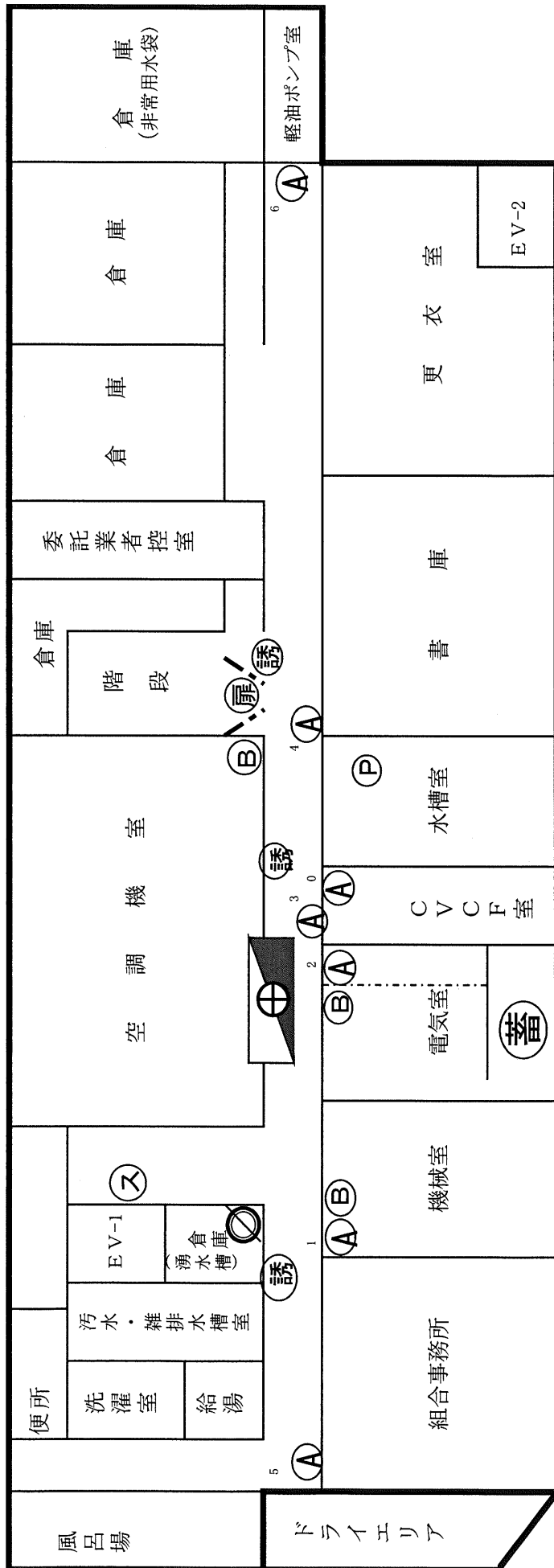
この要綱は、平成31年5月1日から実施する。

別表第1

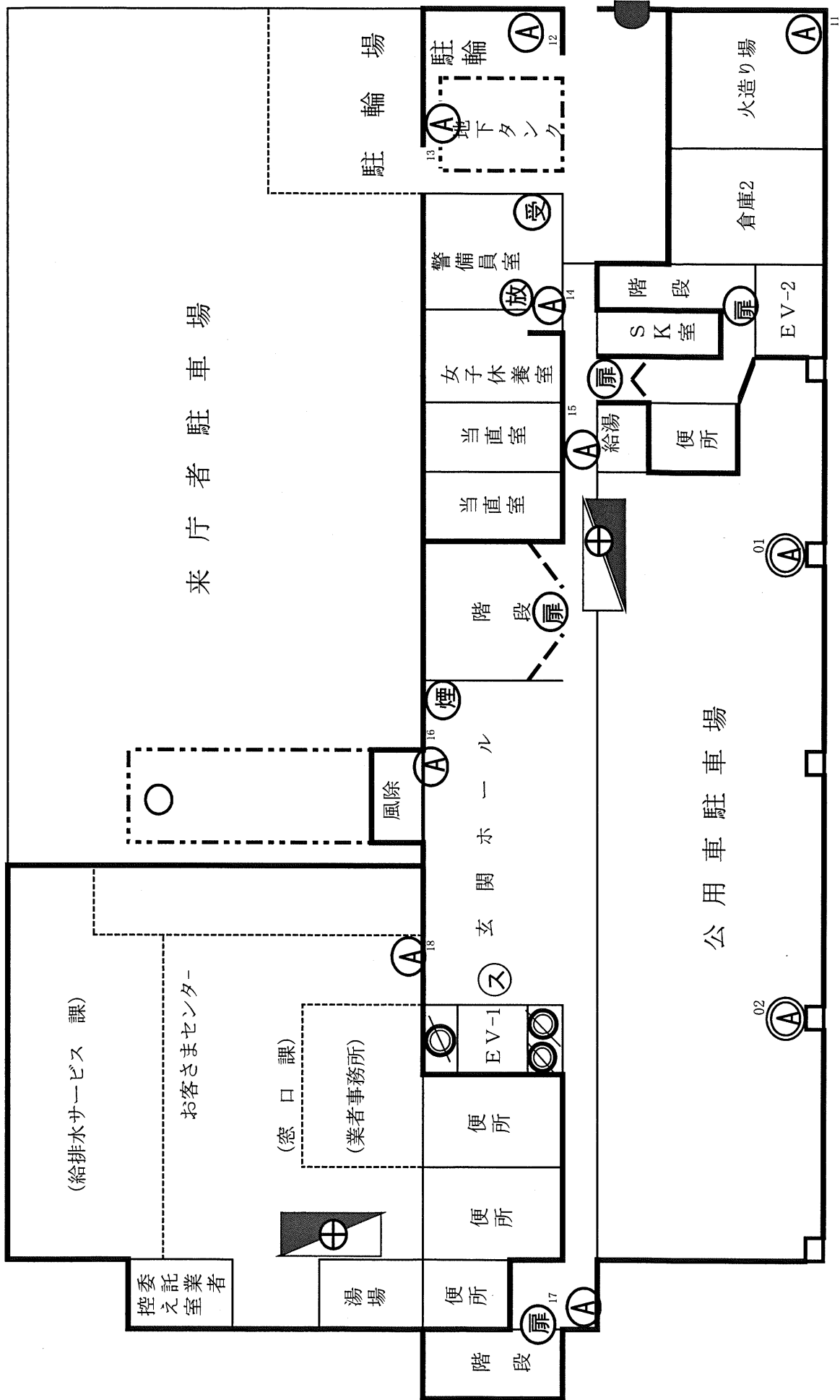
豊中市上下水道局庁舎

消防用設備等配置図

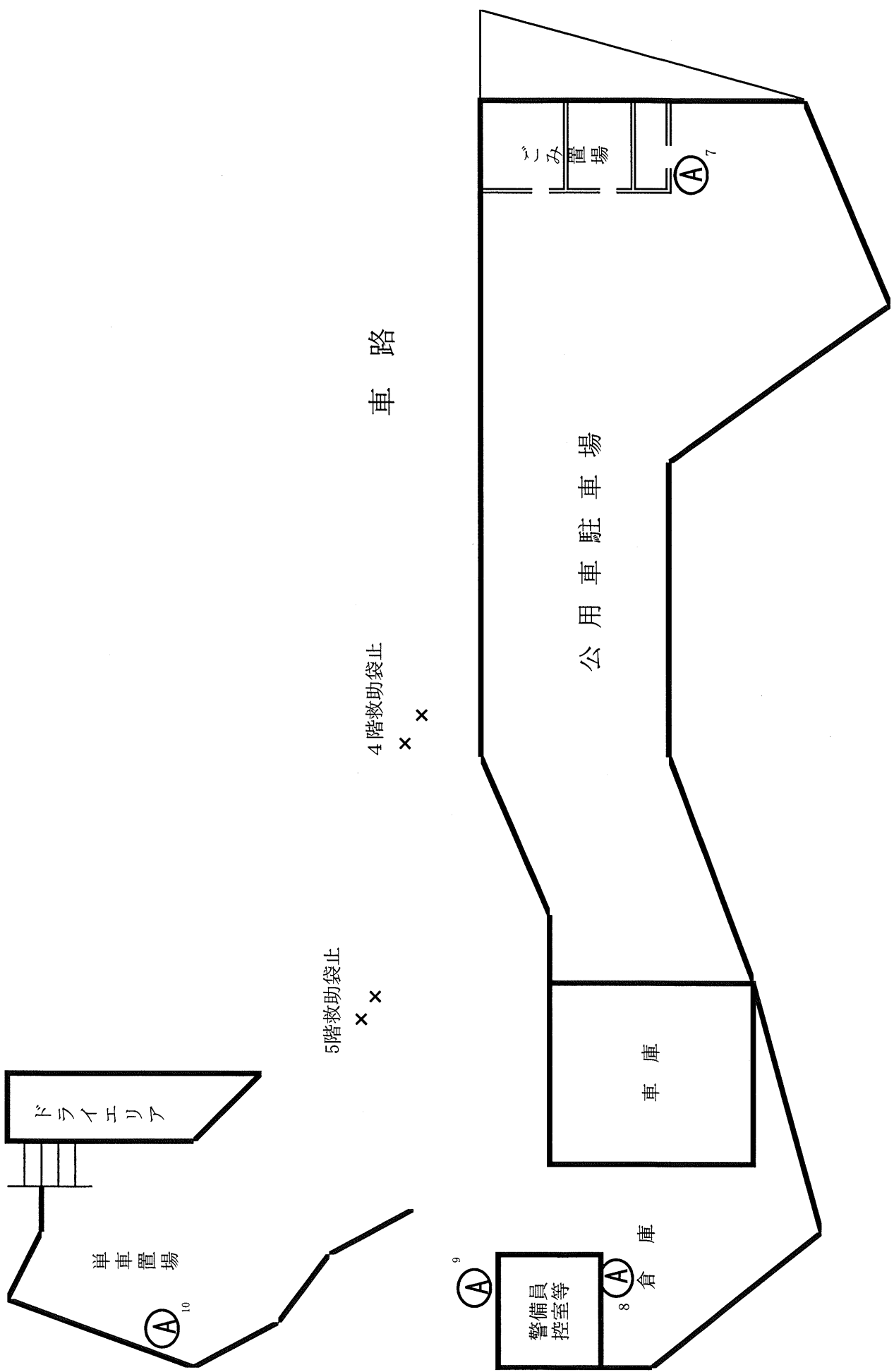
豊中市上下水道局庁舎地下1階平面図



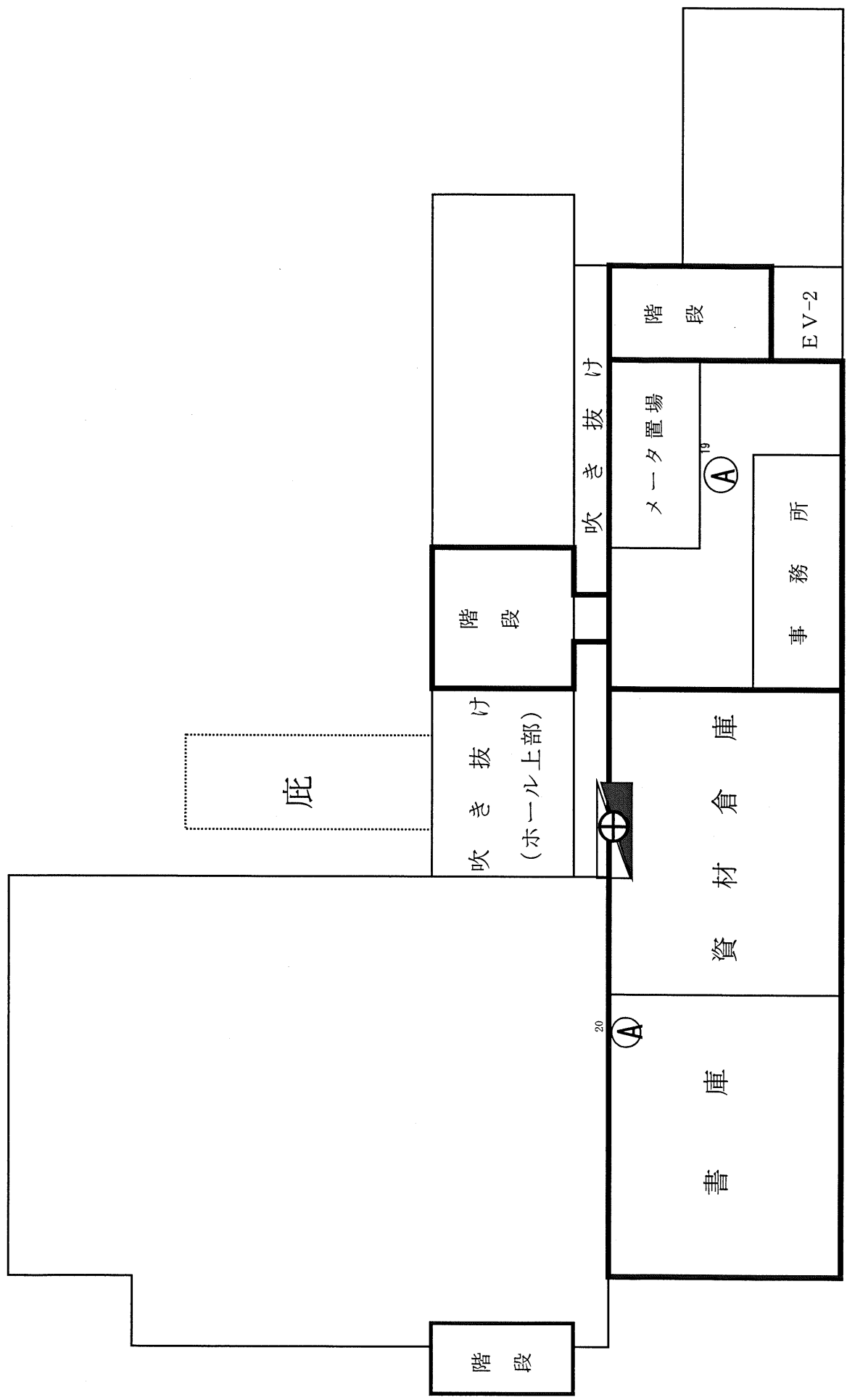
豊中市上下水道局庁舎 1階平面図①



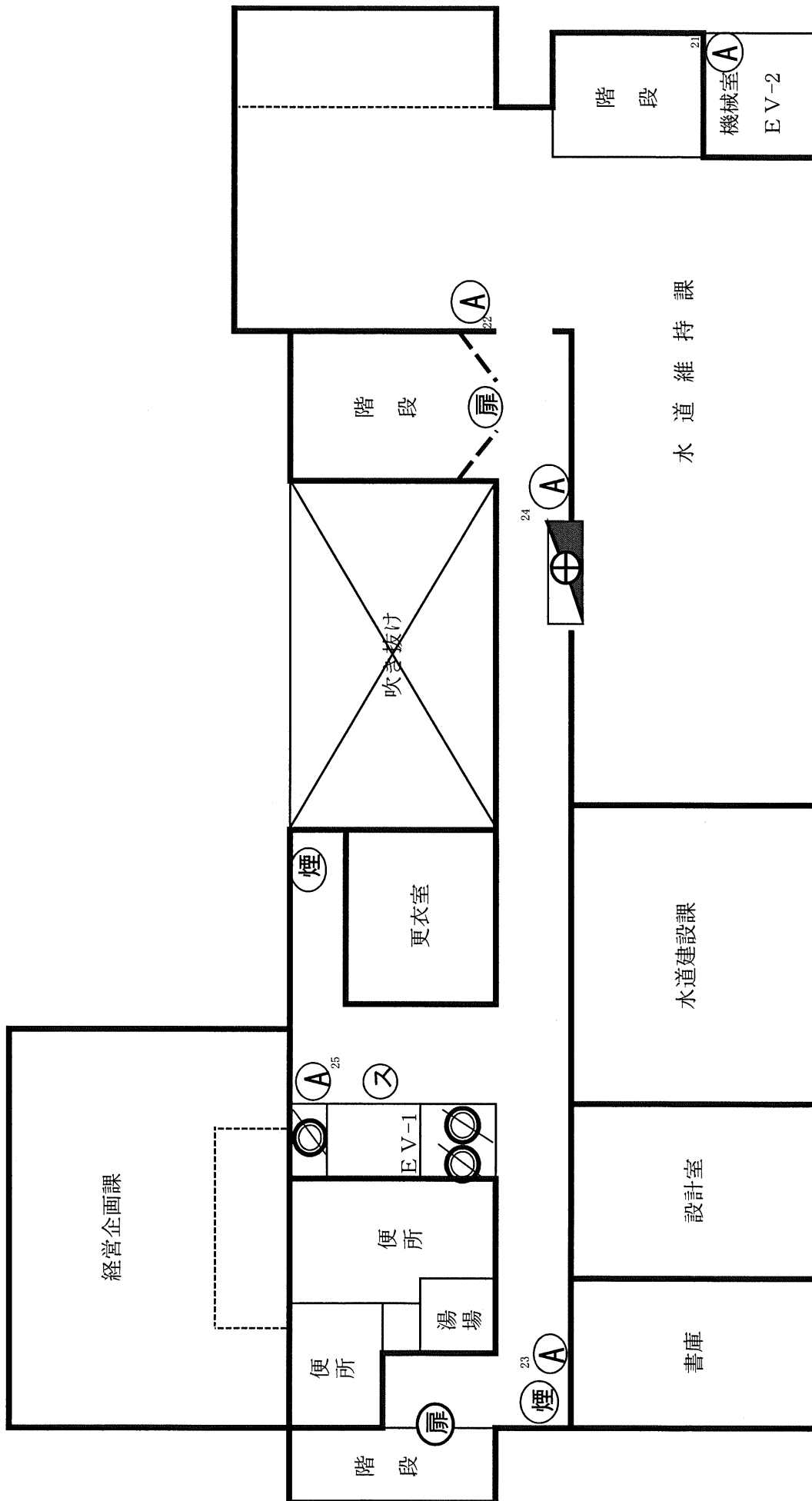
豊中市上下水道局庁舎 1階平面図②



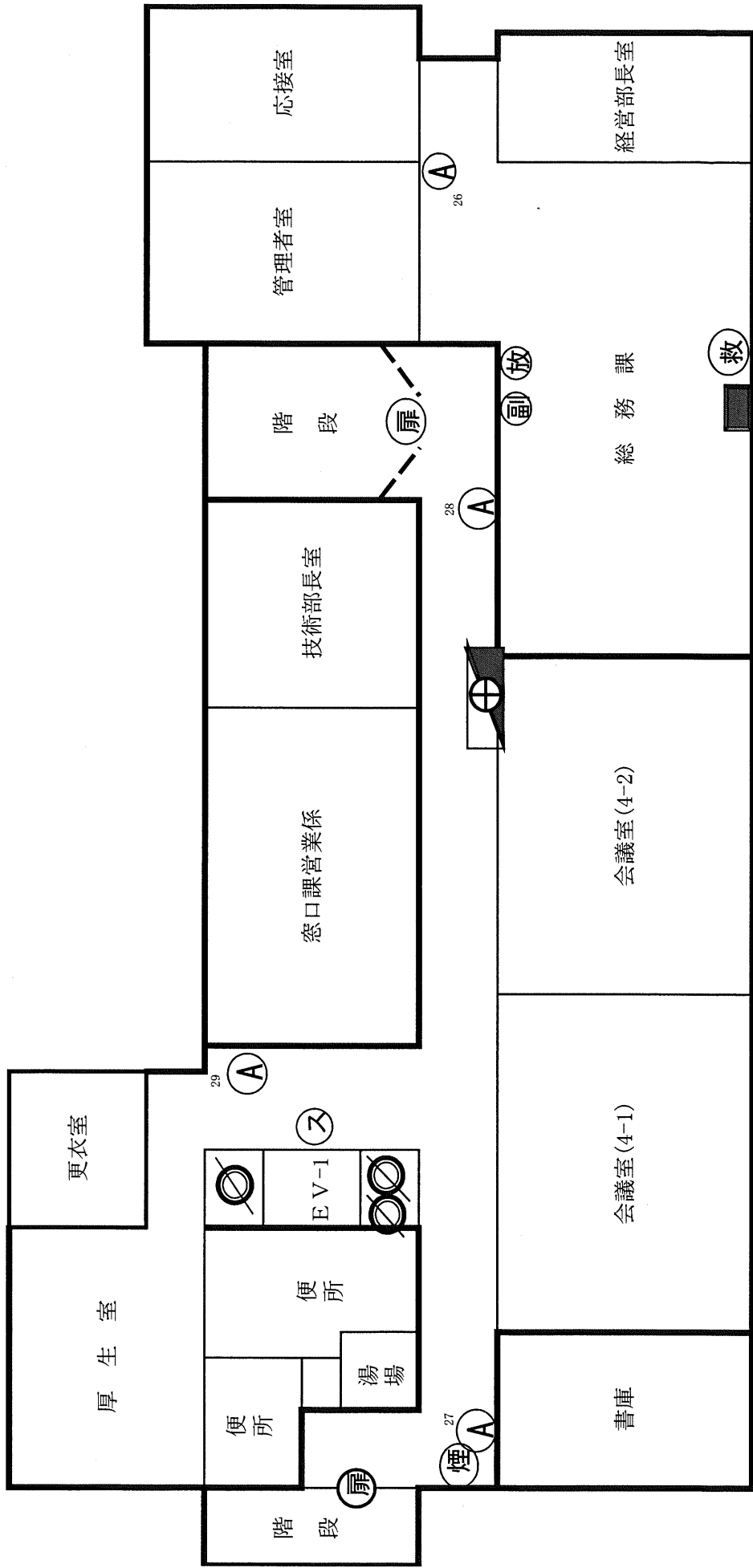
豊中市上下水道局庁舎 2階平面図



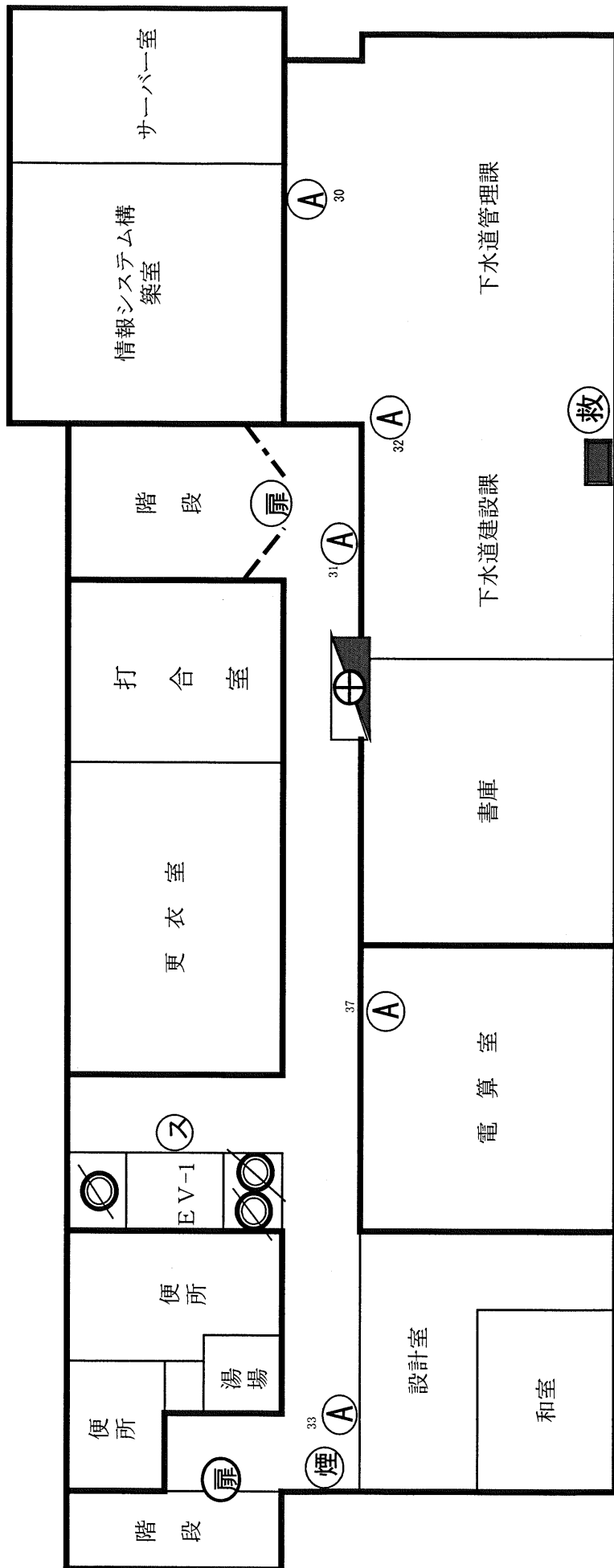
豊中市上下水道局庁舎3階平面図



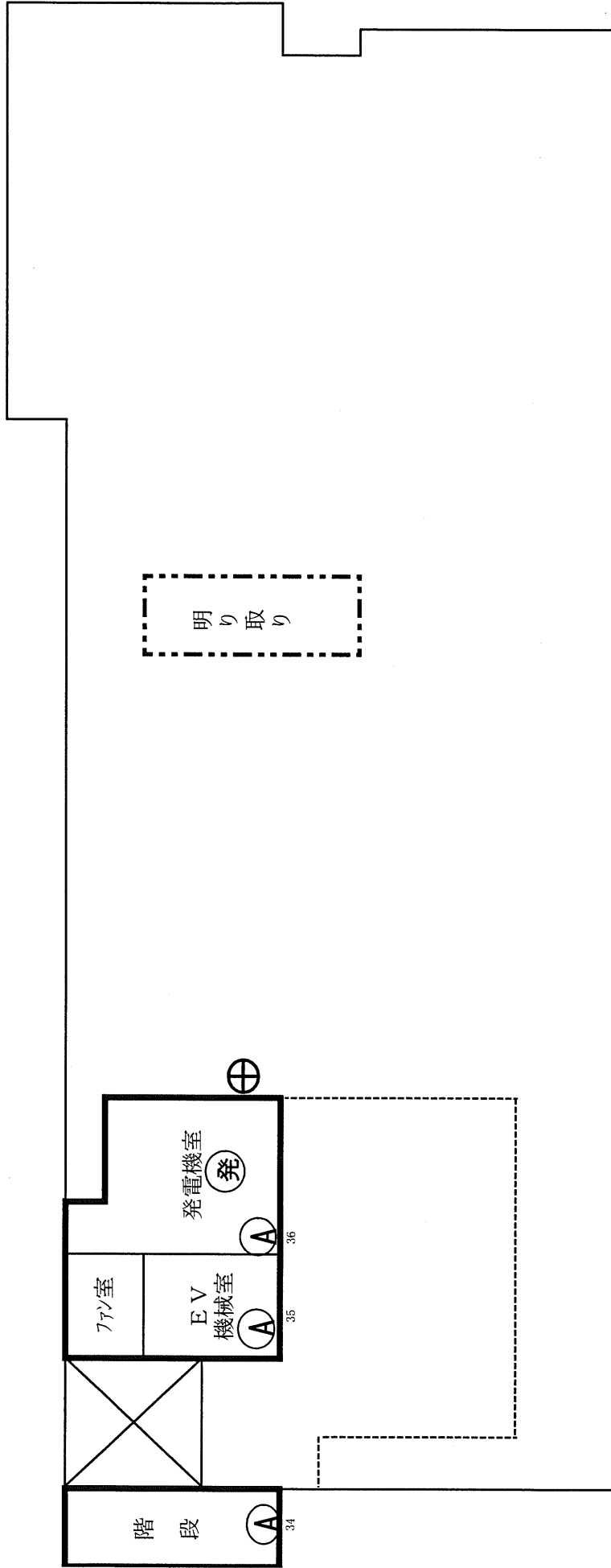
豊中市上下水道局庁舎 4 階平面図



豊中市上下水道局庁舎 5階平面図



豊中市水上下道局庁舎屋上階平面図



配 置 記 号 図

	内消火栓・消火ポンプ起動スイッチ・非常ベル及び表示ランプ
	連結送水管送水口（消防隊用）
	非常ベル
	救助袋
	移動用粉末消火設備
	粉末消火器
	動力用消火ポンプ
	火災報知 主受信機
	火災報知 副受信機
	防火扉
	排煙窓
	防火ダンパー
	消火栓及び消火ポンプ起動スイッチ
	非常放送設備
	自家発電設備
	蓄電池設備
	誘導灯設備
	防火防煙スクリーン

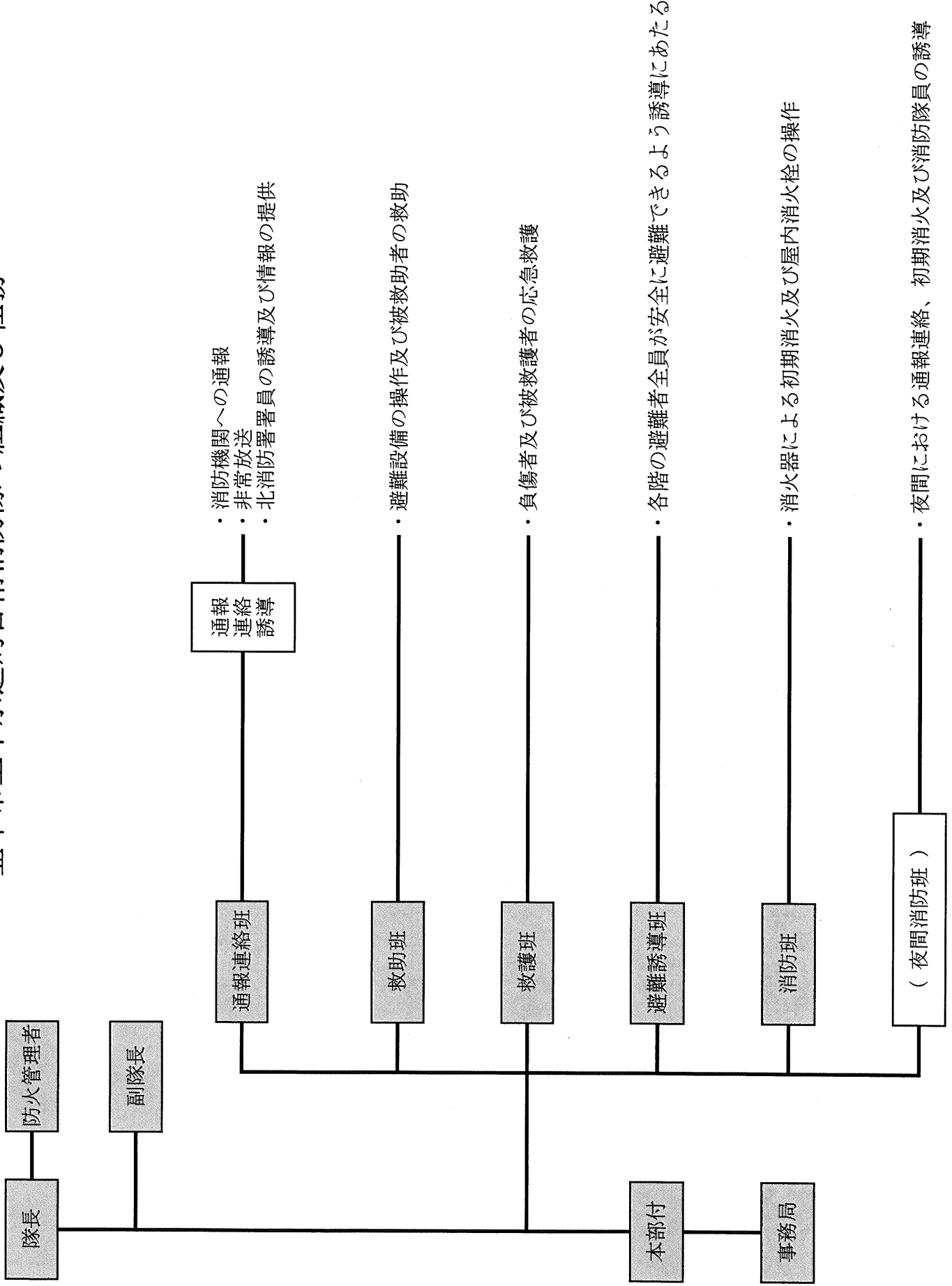
(別表第2)

防 火 責 任 者 名 簿 及 び 任 務 分 担

消 防 用 設 備 等 配 置 図	氏 名		任 務 分 担
第1区画担当 (組合)			整 理 整 頓 の 検 査
第2区画担当 (総務課)			避 難 路 の 検 査
第3区画担当 (窓口課)			火 気 使 用 施 設 の 検 査
第4区画担当 (経営企画課)			消 防 用 設 備 等 の 検 査 (注)
第5区画担当 (水道維持課)			危 険 物 等 の 検 査
第6区画担当 (給排水サービス課)			電 気、機 械 施 設 の 検 査 (注)
第7区画担当 (下水道管理課)			建 築 物 の 検 査
第8区画担当 (総務課)			特 定 施 設 の 検 査
第9区画担当 (下水道建設課)			
第10区画担当 (水道建設課)			

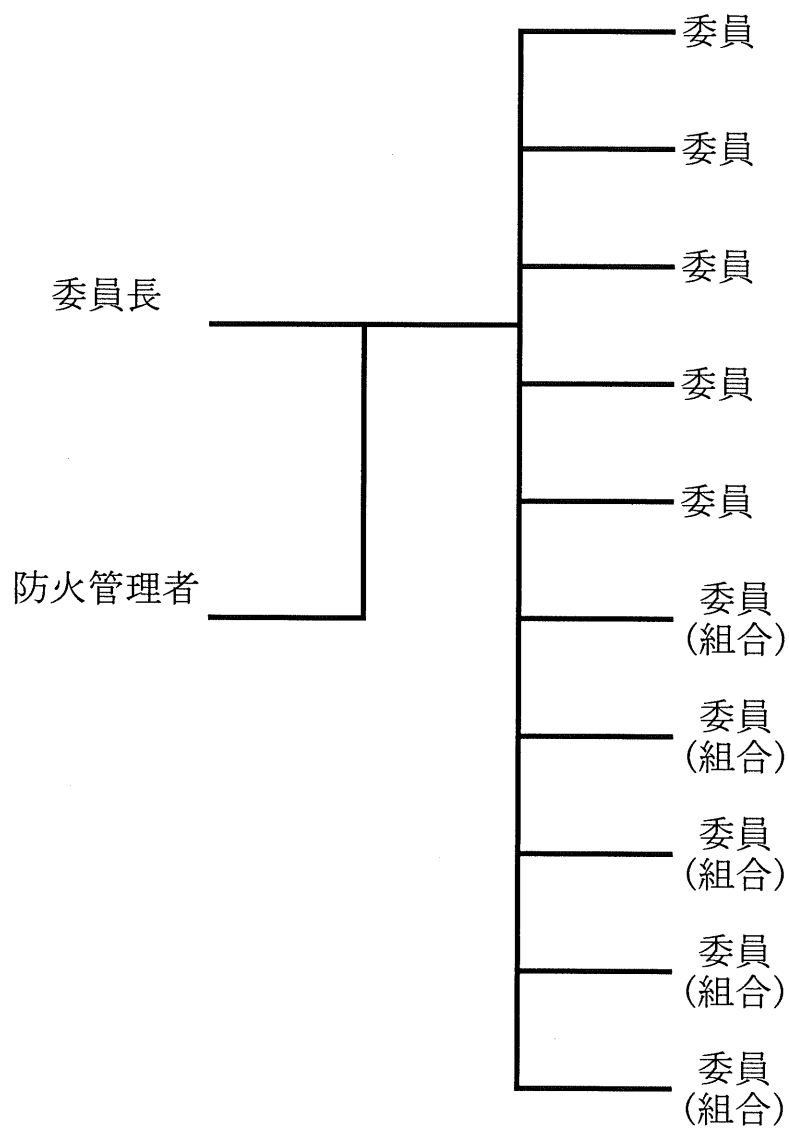
(注) 精密点検については、委託している。

豊中市上下水道局自衛消防隊の組織及び任務



(別表第4)

防火対策委員会の組織



(別表第5)

検 査 項 目 表

区分	検 査 項 目	結 果		
整理 整 頓	場内外の整理整頓	異常	有	無
	消防用設備等の付近	異常	有	無
	廃物、油ボロ等の始末	異常	有	無
	土間、床等の清掃	異常	有	無
	保安上必要な標示	異常	有	無
避 難 路	通路廊下、階段等の有効確保	異常	有	無
	出入口、非常口等避難施設の保全	異常	有	無
	避難経路の確保	異常	有	無
火 気 使 用 施 設	火気使用器具、設備	異常	有	無
	火気の取扱	異常	有	無
	禁煙、火気禁止等の順守	異常	有	無
	消火器具			
消 防 用 設 備 等	消火器具等の配置	異常	有	無
	屋内消火栓設備	異常	有	無
	その他消火設備	異常	有	無
	自動火災報知設備	異常	有	無
	非常放送設備	異常	有	無
	誘導灯、誘導標識	異常	有	無
	連結放水管	異常	有	無
	排煙設備	異常	有	無
危 険	収容容器	異常	有	無
	許可品目外の貯蔵取扱	異常	有	無
	許可数量超過	異常	有	無
	取扱者の立会	異常	有	無

区分	検 査 項 目	結 果		
物 等	準危険物、特殊可燃物	異常	有	無
	標識	異常	有	無
電 気 機 械 施 設	変電設備、発電設備、蓄電設備	異常	有	無
	絶縁検査	異常	有	無
	配線工事	異常	有	無
	使用ヒューズ	異常	有	無
	器具、電線、コードの使用状況	異常	有	無
	電線コード等の接続	異常	有	無
	使用器具付近の措置	異常	有	無
	死線、休止線の整理	異常	有	無
	避雷設備	異常	有	無
	冷暖房設備	異常	有	無
建 築 物	出入口、非常口等避難施設の保全	異常	有	無
	構造	異常	有	無
	増、改築等工事中の状況	異常	有	無
	維持管理	異常	有	無
	防火戸、防火シャッター、防火区画	異常	有	無
特 定 施 設	ダクトスペース等の区画	異常	有	無
特 定 施 設	火気使用施設等の跡始末の確認	異常	有	無
	消防用設備等の機能障害の排除	異常	有	無

